

俱知安町水防計画

〈令和7年10月20日修正〉

俱知安町防災会議

＜俱知安町水防計画＞

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的及び計画の位置付け	1
第2節 用語の定義	2
第3節 水防の責任等	5
第4節 安全配慮	7
第2章 水防組織	9
第1節 水防管理団体の水防組織	9
第2節 大規模氾濫減災協議会	10
第3章 重要水防箇所	12
第4章 予報及び警報	13
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	13
第2節 気象庁が行う予報及び警報	13
第3節 洪水予報河川における洪水予報	18
第4節 水位周知河川における水位到達情報	19
第5節 水防警報	21
第5章 水位等の観測、通報及び公表	24
第1節 水位の観測、通報及び公表	24
第2節 雨量の観測及び通報	26
第6章 気象予報等の情報収集	27
第7章 ダム・水門等の操作	29
第8章 通信連絡	31
第9章 水防施設及び輸送	33
第1節 水防倉庫及び水防資器材	33
第2節 輸送の確保	34
第10章 水防活動	35
第1節 水防配備	35
第2節 巡視及び警戒	38
第3節 水防作業	39
第4節 緊急通行	39
第5節 警戒区域の指定	39
第6節 避難のための立退き	39
第7節 決壊・越水等の通報	40
第8節 水防配備の解除	42
第11章 水防信号、水防標識等	43
第1節 水防信号	43
第2節 水防標識	43

第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	44
第12章 協力及び応援	45
第13章 費用負担と公用負担	48
第1節 費用負担	48
第2節 公用負担	48
第14章 水防報告等	51
第15章 水防訓練	54
第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	55
第1節 洪水、内水対応	55
第17章 水防協力団体	57
第18章 指定水防管理団体の水防計画及びその作成要領	58

第1章 総 則

第1節 目的及び計画の位置付け

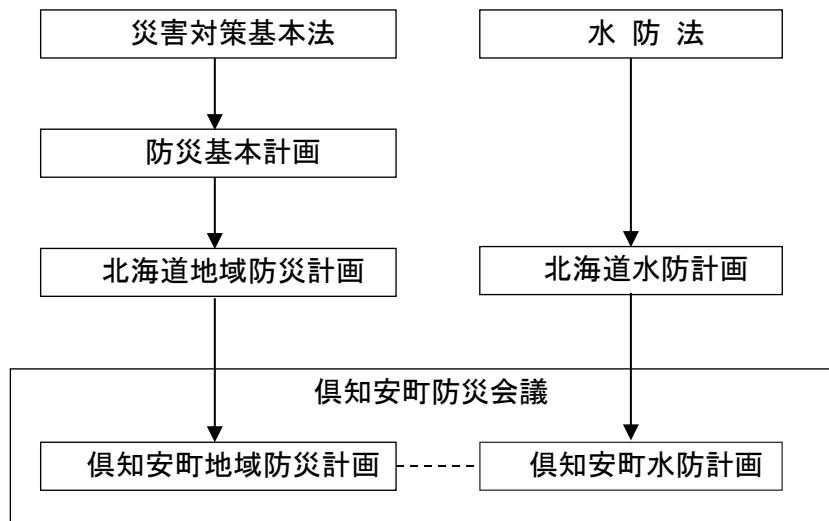
1 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、俱知安町（以下、町という。）の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他のによる水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

2 計画の位置付け

「俱知安町水防計画」は、水防法に基づいて、水防法および北海道水防計画にのっとって定められており、これら法と上位水防計画との整合性を有する。

本計画は、町における災害対策のうち、「水防」に関する事項についての計画であり、堤防の決壊等による洪水の他、近年の水害の状況を考慮し、マンホールからの溢水等の内水氾濫による水害についても適用する。



第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。町は、法第4条に基づく指定水防管理団体に指定されている。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。町では、町長が水防管理者に当たる。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。町では、羊蹄山ろく消防組合俱知安消防署及び俱知安消防団がこれに当たる。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。町では、羊蹄山ろく消防組合俱知安消防署長がこれに当たる。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。町では、水防団を置かず、俱知安消防団が各分担区域の水防活動を行う。

7 量水標管理者

量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものと有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。町では、該当する洪水予報河川の区間は存在しない。

10 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。町では、尻別川及び俱登山川において、知事が指定した区間が存在する。

1.1 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。町では、尻別川及び俱登山川において、知事が指定した水位周知区間が存在する。

1.2 水位周知下水道（当町は、未指定）

知事又は町長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は町長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

1.3 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

1.4 水防団待機水位（通報水位）

道が管理する河川において、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

1.5 泛濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

1.6 避難判断水位

町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

1.7 泛濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

1.8 内水氾濫危険水位（当町は、未指定）

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

1.9 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

2.0 雨水出水特別警戒水位（当町は、未指定）

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事または町長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

2.1 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

2.2 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

町では、水位周知河川である尻別川及び俱登山川の2河川と、その支川である硫黄川、ソースケ川、俱登山川（ポンクトサン川との合流地点から上流）、ポンクトサン川、砂利川及びヌップリ寒別川の6河川について、洪水浸水想定区域が指定され公表されている。

2.3 内水浸水想定区域（当町は、未指定）

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は町長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

2.4 浸水被害軽減地区（当町は、未指定）

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

第3節 水防の責任等

水防に關係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1 水防管理団体（俱知安町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (9) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (10) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (11) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (12) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (13) 警戒区域の設定（法第21条）
- (14) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (15) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防署長への応援要請（法第23条）
- (16) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (17) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (18) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (19) 毎年の水防訓練の実施（法第32条の2）
- (20) 水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (21) 水防協議会の設置（法第34条）
- (22) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (23) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (24) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (25) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (26) 消防事務との調整（法第50条）

第2 俱知安町防災会議

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止確保するための措置（法第15条）

第3 道（後志総合振興局、小樽建設管理部）の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 北海道水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 市町村等の水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 北海道水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 北海道大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

第4 国土交通省（北海道開発局、小樽開発建設部）の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における知事に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 道及び水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (12) 道及び気象庁への洪水予報河川の予測水位情報の提供（法第11条の2）

第5 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

第6 気象庁（札幌管区気象台）の責任

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

第7 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

第8 水防協力団体の義務

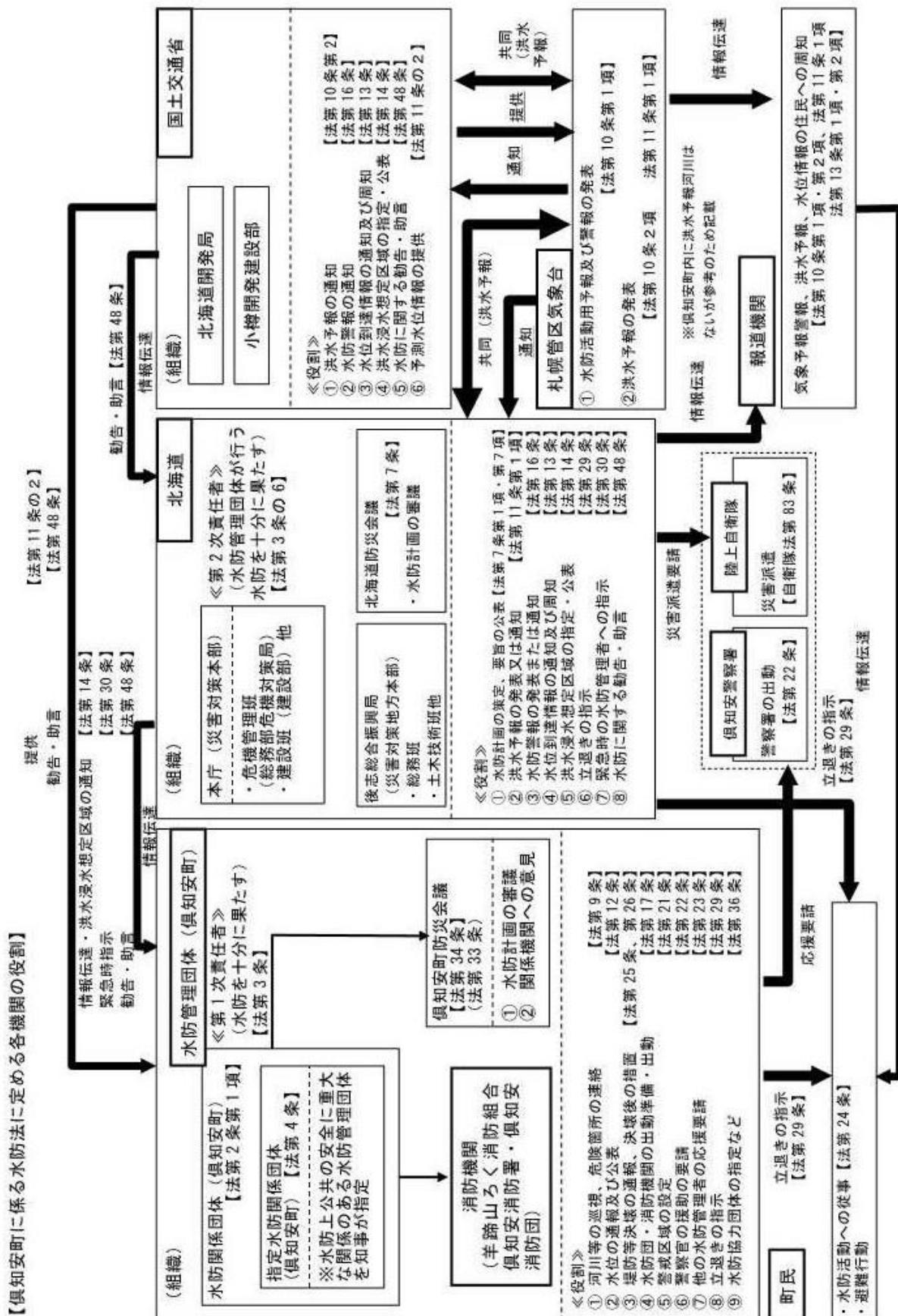
- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 安全配慮

洪水等において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・ 水防活動時にはライフケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。



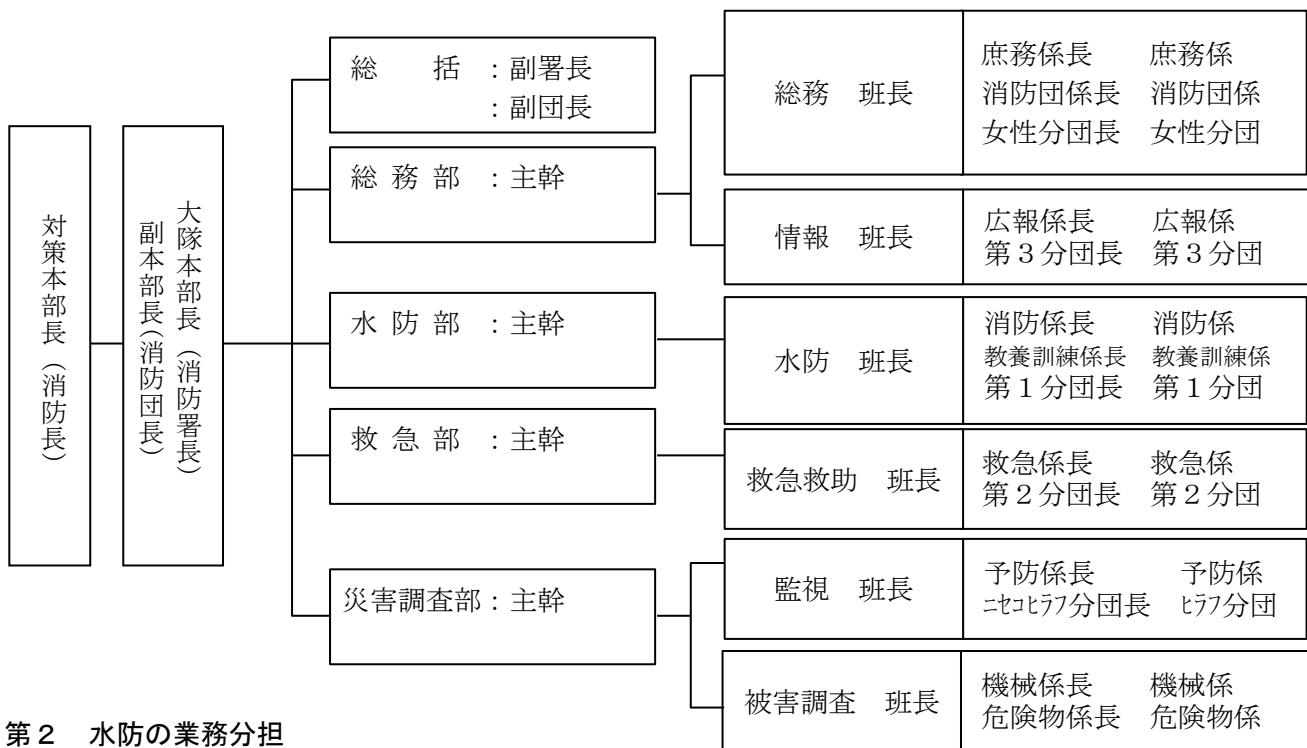
第2章 水防組織

第1節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、水防管理団体の水防計画に定めることとし、その区域内の河川で水防を必要とする箇所を警戒防御するため、水防団又は消防機関を組織しておくものとする。

水防に関する組織と業務分担、消防機関の組織は次のとおりである。なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

第1 水防の組織図

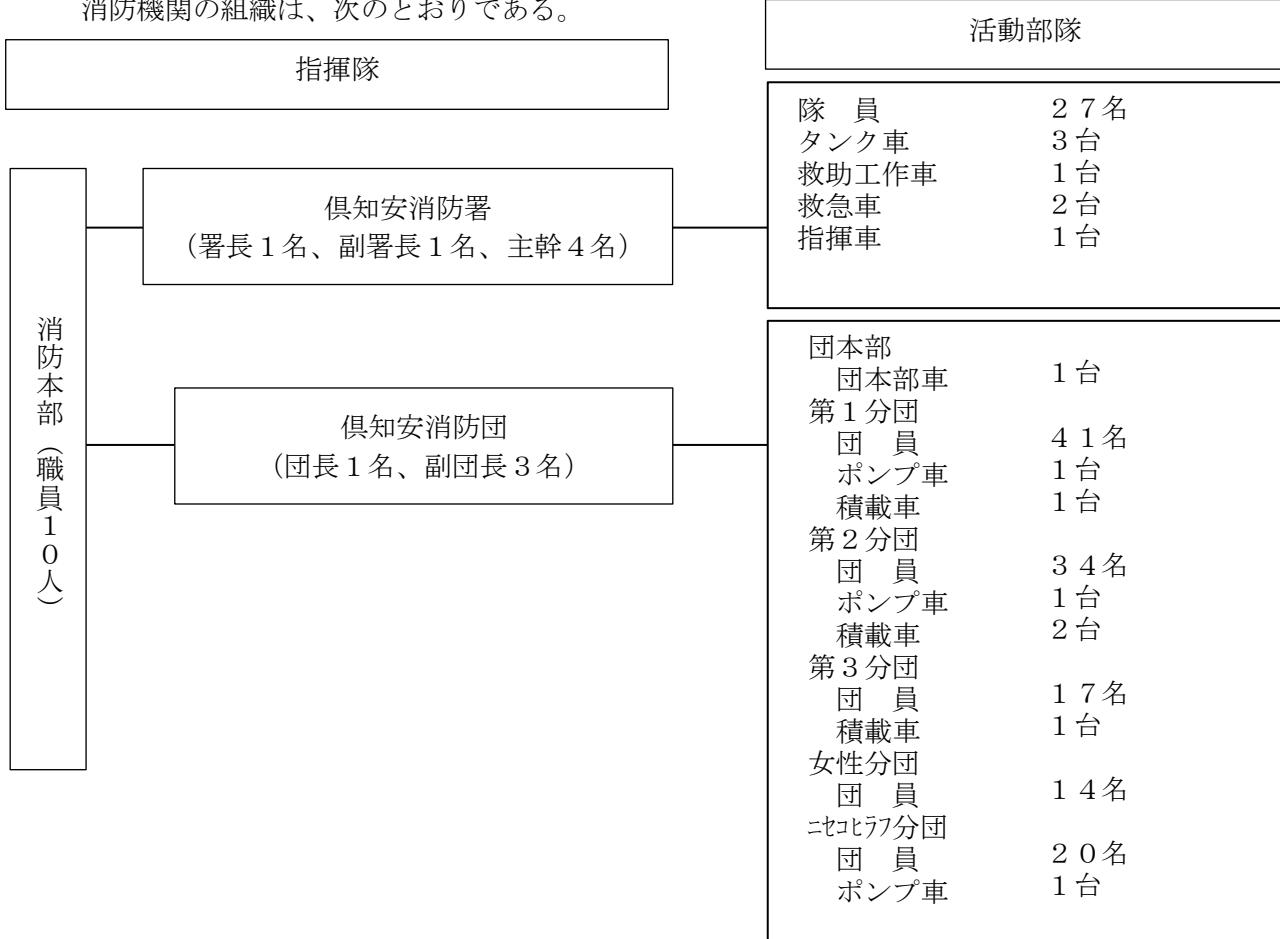


第2 水防の業務分担

班名	業務分担
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防事務の総括に関すること ・ 各班との連絡調整に関すること ・ 水防に関する諸報告に関すること
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予警報等の受理及び伝達、住民周知に関すること ・ 雨量、水位等の通知の受理及び伝達に関すること
水防班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防作業及び水防工法に関すること ・ 水防用資機材に関すること
救急救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急に関すること ・ 救助に関すること
監視班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要水防区域の非常警戒、監視に関すること ・ 危険箇所の警戒、被災箇所の応急対策に関すること
被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況調査に関すること

第3 消防機関の組織

消防機関の組織は、次のとおりである。



第2節 大規模氾濫減災協議会

第1 大規模氾濫減災協議会

(1) 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

- ア 国土交通大臣
- イ 北海道知事
- ウ 当該河川の存する市町村の長
- エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- オ 当該河川の河川管理者
- カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
- キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

(2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第2 北海道大規模氾濫減災協議会

- (1) 北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。
- ア 北海道知事
 - イ 当該河川の存する市町村の長
 - ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - エ 当該河川の河川管理者
 - オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
 - カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者
- (2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第3章 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として隨時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

1 道管理河川の重要水防箇所

道管理河川における重要水防箇所のうち町に関わる箇所は、以下のとおりである。

No.	水系名	河川名	市町村名	右岸 左岸	起点位置(km)			終点位置(km)			重要水防 区域延長 (km)	重要度	築堤	備考
					地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
56	尻別川	尻別川	俱知安町	左岸	富士見	(町)富士見橋から 0.65km 下流	39.20	富士見	(町)富士見橋から 1.65km 上流	41.50	2.30	B	有	樋門
57	尻別川	尻別川	俱知安町	右岸	高砂	(国)俱知安橋	37.10	富士見	(町)富士見橋	39.85	2.75	A	有	樋門 重点監視区間
63	尻別川	俱登山川	俱知安町	左岸	岩尾別	尻別川との合流点	0.00	旭	(町)クトサン橋から 0.60km 上流	2.90	2.90	A	有	樋門
64	尻別川	俱登山川	俱知安町	右岸	岩尾別	尻別川との合流点	0.00	旭	(町)クトサン橋から 0.30km 上流	2.60	2.60	B	有	樋門

※北海道水防計画別冊重要水防箇所・知事管理区間より抜粋。

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・洪水警報	気象官署 (札幌管区気象台)	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・解除	北海道 (小樽建設管理部)	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

【参考掲載（国管理河川である蘭越町管轄の尻別川が該当）】

区分	種類	発表機関	摘要
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条 の2第2項 第14条の2第3項	洪水注意報・洪水警報	北海道開発局 気象官署（帯広測候所除く） 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報

第2節 気象庁が行う予報及び警報

第1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般的の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般的の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

（※）俱知安町内に指定河川洪水予報対象河川（洪水予報河川）（区域）なし。

尻別川では蘭越町の区間が該当。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指數の予測値を発表する。

これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指數の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指數の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指數の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(1) 倶知安町の府県予報区等

項目	区域
府県予報区	石狩・空知・後志地方
一次細分区域	後志地方
二次細分区域	俱知安町
市町村等をまとめた地域	羊蹄山麓

(2) 大雨の特別警報発表基準

現象の種類	特別警報の基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

※1 気象庁では、指数（土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断し発表する。

※2 倶知安町における雨に関する大雨特別警報（浸水害、土砂災害）の基準値は以下のとおり（令和7年5月29日現在）

表面雨量指数基準：22

流域雨量指数基準：尻別川流域=58.1・硫黄川流域=9.1・俱登山川流域=18.7、

砂利川流域=6.6、ヌップリ寒別川流域=9.8、ソースケ川流域=8.6

ポンクトサン川流域=14.4

土壤雨量指数基準：263

（注1）大雨特別警報（浸水害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に発表します。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

（注2）大雨特別警報（土砂災害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に発表します。 ※激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

(3) 大雨警報及び洪水警報発表基準

令和7年5月29日現在

発表の種類		発表基準
大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	11
	(土砂災害) 土壤雨量指数基準	133
洪水	流域雨量指数基準	尻別川流域=44.0 硫黄川流域=6.9 俱登山川流域=14.2 砂利川流域=5.0 ヌップリ寒別川流域=7.4 ソースケ川流域=6.5 ポンクトサン川流域=10.9

(4) 大雨注意報及び洪水注意報発表基準

令和7年5月29日現在

発表の種類		発表基準
大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	6
	(土砂災害) 土壤雨量指数基準	81
洪水	流域雨量指数基準	尻別川流域=32.5 硫黄川流域=5.5 俱登山川流域=11.3 砂利川流域=4.0 ヌップリ寒別川流域=5.9 ソースケ川流域=5.2 ポンクトサン川流域=8.7

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、府県気象情報の一種として発表される。

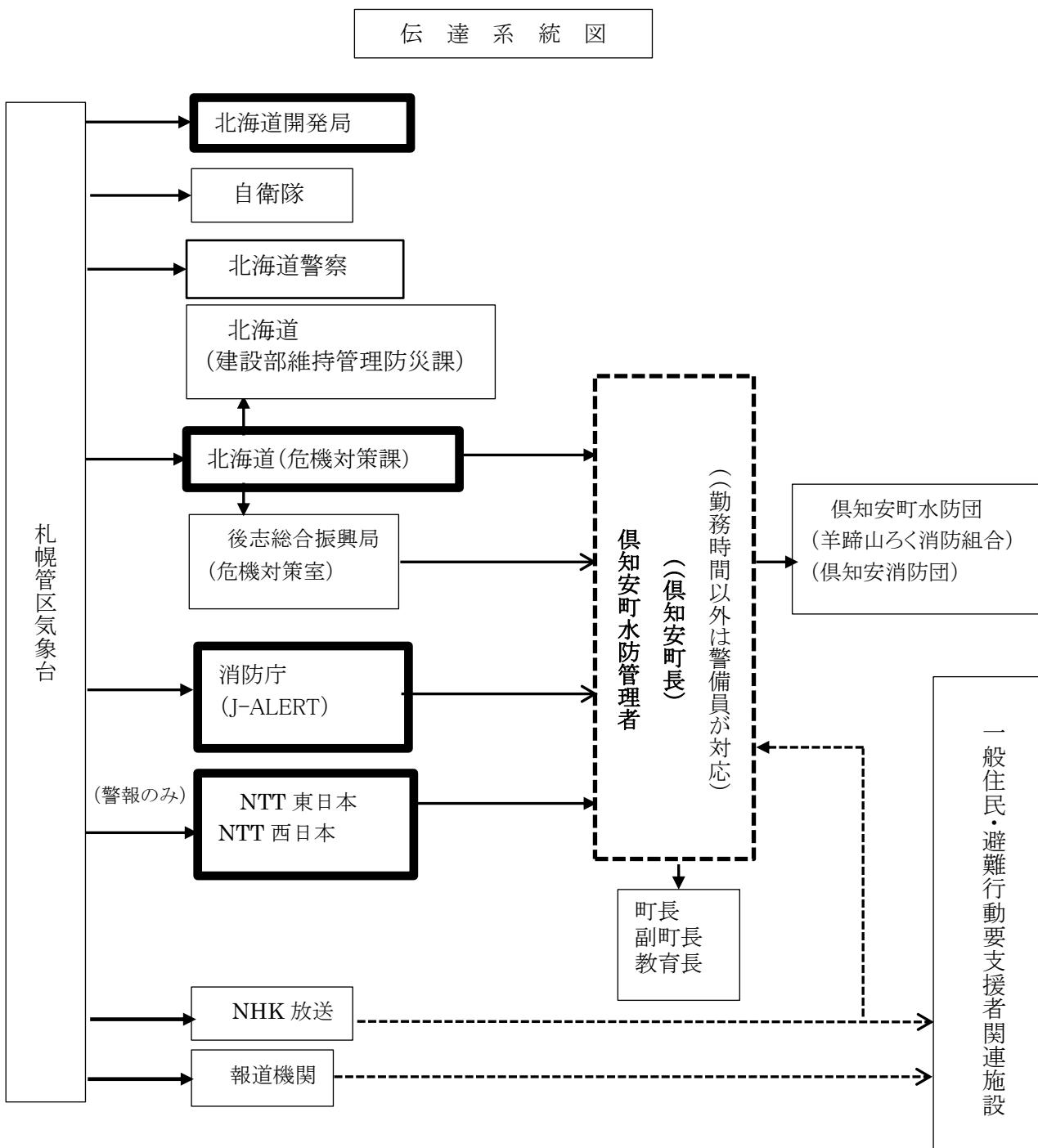
令和7年5月29日現在

発表の種類		発表基準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm

第2 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

町は、気象業務法第15条第3項の規定に基づき、道より札幌管区気象台からの法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定による気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けた場合、下記の伝達系統図に基づき、水防活動の利用に適合する予報及び警報を町民に伝達するものとする。

なお、気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、関係機関には気象情報伝送処理システム（「アデス」という）、防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（町長）へ通知されるとともに、NTT東日本・西日本から警報事項が町に通知される。



注1) 太線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

注2) 実線矢印は、その機関等が行える効率の良い伝達方法

注3) 破線矢印は、放送等

注4) 報道機関は、各放送局、各新聞社、通信社

第3節 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったと		
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。	警戒レベル 2相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル 3相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル 4相当
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。 災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル 5相当

(水位の危険度レベル、水位の名称等)

水位の危険度 レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保

第4節 水位周知河川における水位到達情報

第1 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

第2 道が行う水位到達情報の通知

1 水位周知河川

知事が水位到達情報の通知を行う指定河川のうち、町に関する河川は次のとおりである。

ア 水位到達情報の通知を行う河川、区間及び実施機関

指定河川		基準水位 観測所 名称	水位周知区間		実施機関
水系名	河川名		名称	水位周知区間	
尻別川	尻別川	俱知安 (局)	自 虻田郡喜茂別町字鈴川180番地21地先の境橋下流端 至 虻田郡喜茂別町字留産107番地2地先の相川3号橋下流端	自 虻田郡喜茂別町字琴平130番地6地先の俱登山橋下流端 至 尻別川との合流点	後志総合振興局 小樽建設管理部
	俱登山川		俱登山川		

※北海道水防計画別表5より抜粋。

イ 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

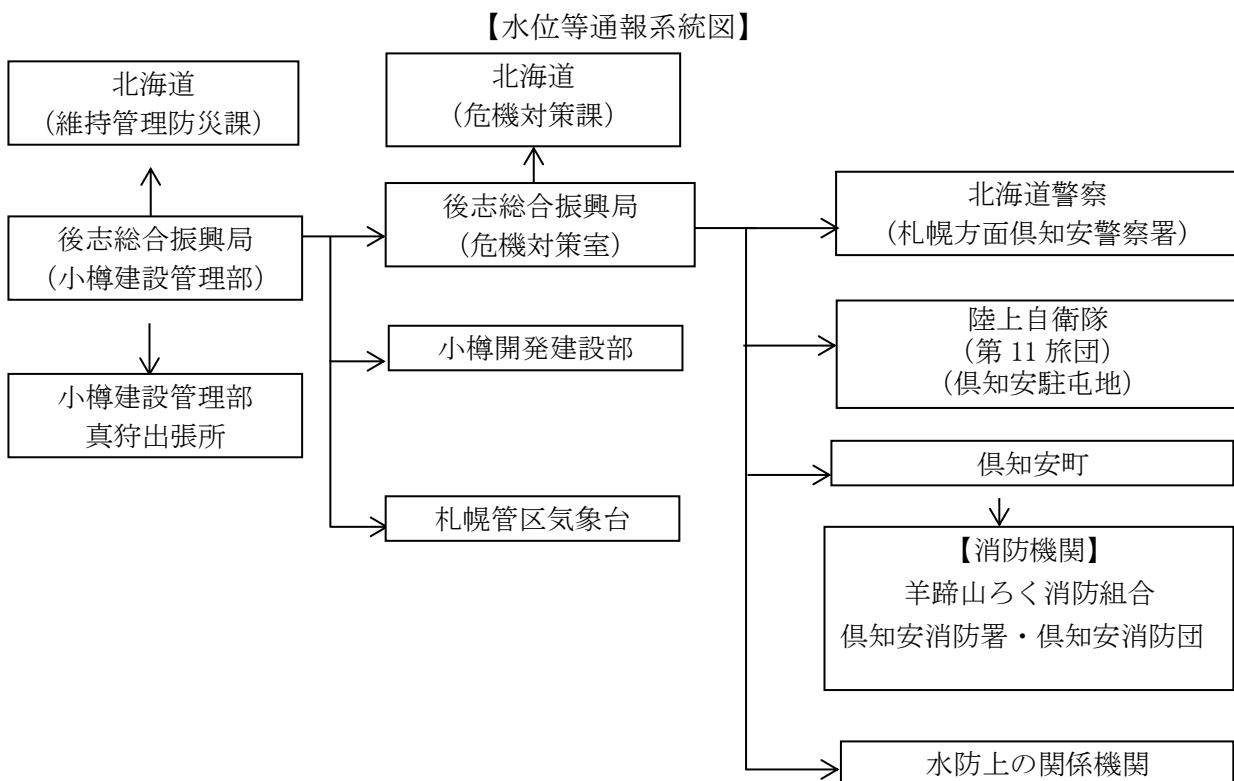
指定河川		基準水位観測所			水位				
水系名	河川名	名称	位置	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高 水位
尻別川	尻別川	俱知安 (局)	海から 62.0km	虻田郡俱知安町高砂	169.46	170.38	171.79	172.04	172.62
	俱登山川	俱登山川	尻別川へ の合流点 から2.4 km	虻田郡俱知安町北4 条西4丁目地先河川 敷	172.11	173.02	174.34	174.64	176.04

※北海道水防計画別表5より抜粋。

2 水位到達情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機等の誤作動により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知することとしている。



第5節 水防警報

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

第2 洪水時の河川に関する水防警報

1 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係る機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである

種類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

2 道が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川

知事が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川）のうち町に関わる河川は、次のとおりである。

ア 水防警報を行う河川、区域及び実施機関

指定河川		基準水位 観測所	水防警報区	実施機関
水系名	河川名			
尻別川	尻別川	俱知安(局)	左岸：虻田郡俱知安町字豊岡529番地地先の中野橋下流端～虹田郡俱知安町字高砂179番地1地先 右岸：虻田郡京極町字北岡27番地1地先の中野橋下流端～虹田郡俱知安町字山田221番地1地先	後志総合振興局 小樽建設管理部
	俱登山川		左岸：虹田郡俱知安町字琴平130番地6地先の俱登山川橋下流端～尻別川との合流点 右岸：虹田郡俱知安町字峠下107番地18地先の俱登山川橋下流端～尻別川との合流点	

※北海道水防計画別表5より抜粋。

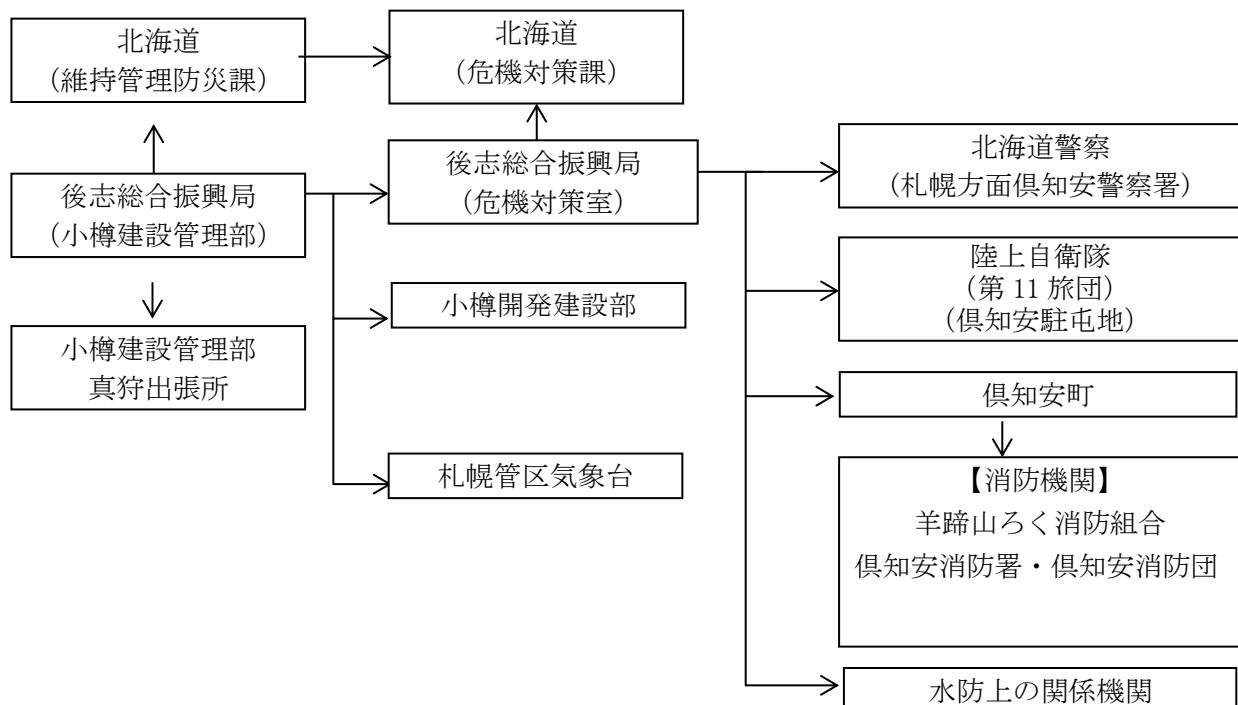
イ 水防警報の対象となる基準水位観測所

指定河川		基準水位観測所			水位			
水系名	河川名	名称	位置	所在地	水防警報 (待機)	水防警報 (準備)	水防警報 (出動)	水防警報 (指示)
尻別川	尻別川	俱知安 (局)	海から 62.0km	虹田郡俱知安町高砂	169.92	170.38	171.79	172.04
	俱登山川	俱登山川	尻別川へ の合流点 から2.4km	虹田郡俱知安町北4条 西4丁目地先河川敷	172.57	173.02	174.34	174.64

※北海道水防計画別表5より抜粋。

(2) 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

町に関する北海道が管理する主要な水位観測所等は、次のとおりである。

(1) 北海道が管理する水位観測所（道水防計画資料編の別表5に記載されている観測所）

指定河川		基準水位観測所			水位				
水系名	河川名	名称	位置	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高 水位
尻別川	尻別川	俱知安 (局)	海から 62.0km	虹田郡俱知安町高砂	169.46	170.38	171.79	172.04	172.62
	俱登山川	俱登山川	尻別川への合流点 から2.4 km	虹田郡俱知安町北4 条西4丁目地先河川 敷	172.11	173.02	174.34	174.64	176.04

※川の防災情報より掲載。

(2) 北海道で管理する危機管理型水位計

水系名	河川名	名称	設置場所
尻別川	俱登山川	俱登山川	北8線2号橋
尻別川	硫黄川	硫黄川	岩尾別橋

※川の防災情報より掲載

●水位観測所一覧（町地域防災計画資料編 - 2 3）

2 水位の通報

北海道開発局及び北海道は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報することとしている。

なお、道の水位の通報は、道水防計画資料編の別表5、別表6に記載されている観測所について適用するものとする。

3 水位の公表

北海道開発局及び北海道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表することとしている。

なお、情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

●国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

●国土交通省「市町村向け川の防災情報」

<https://city.river.go.jp/> (注: ID・パスワードにより利用)

4 障害時の措置

(1) 北海道開発局及び北海道は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、下記5の「水位等情報通報・収集系統図」に定める関係機関に通報することとしている。

障害等により水位の通報・公表ができない観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知することとしている。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難いときはファクシミリ又は電子メールにより行うこととしている。

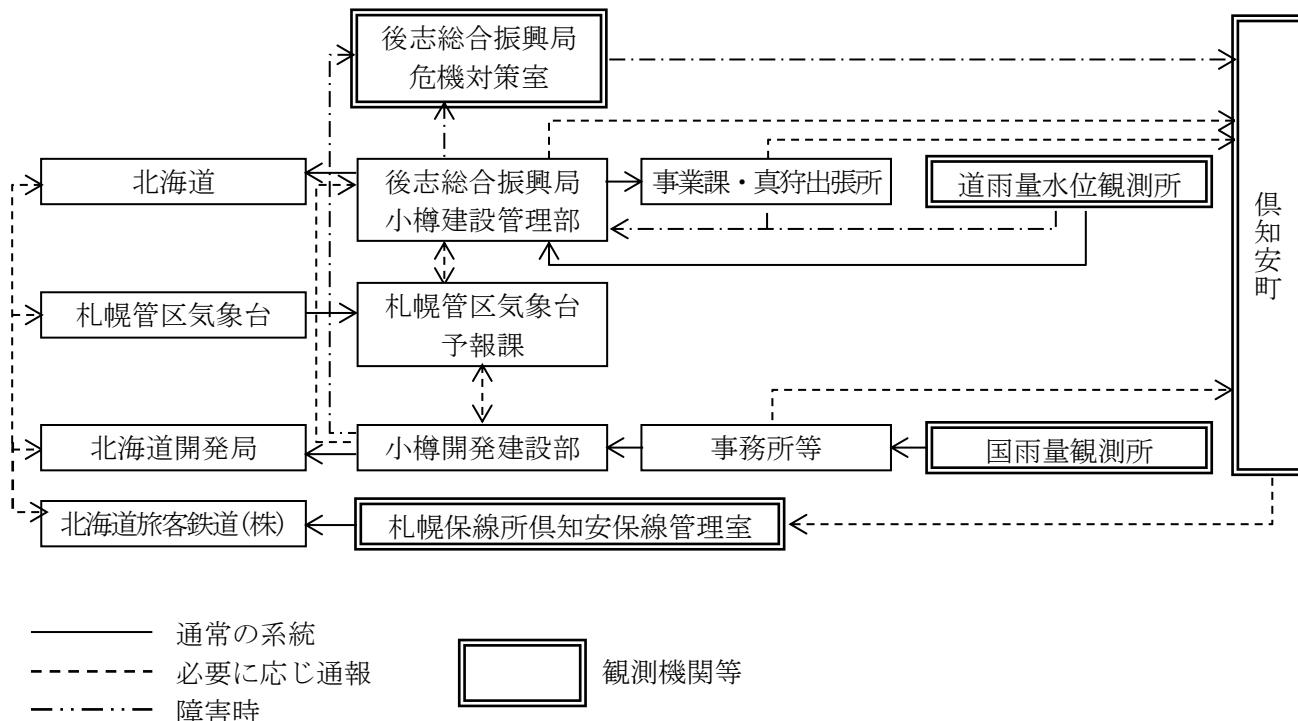
- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- イ 沈没注意水位（警戒水位）に達したとき。
- ウ 沈没注意水位（警戒水位）を超えて、再び沈没注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- エ 沈没注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(2) 障害時の水位の情報収集

水防管理者は、北海道開発局及び北海道が所管する観測所の水位が上記(1)の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により北海道ホームページに観測値が掲載されないときは、下記5の「水位等情報通報・収集系統図」に基づき、電話、防災行政無線、ファクシミリ又は電子メール等により通報される情報を収集するものとする。

5 水位等情報収集系統図

水位等の情報通報・収集系統図は次のとおりである。



第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

町に關係する国及び北海道が管理する雨量観測所等は、北海道水防計画資料編別表6（北海道）及び別表9（北海道開発局）等のとおりである。

(1) 国で管理する雨量観測所

観測所	水系名	河川名	所管	観測所所在地
俱知安（気象）	尻別川	その他	札幌管区気象台	虹田郡俱知安町南1条東3丁目 (俱知安特別地域気象観測所)
俱知安峠（道路）	尻別川	俱登山川	小樽開発建設部	虹田郡俱知安町字峠下237-1
俱知安道路（道路）	尻別川	俱登山川	小樽開発建設部	虹田郡俱知安町北7条東1丁目 (俱知安開発事務所構内)
七線	尻別川	ポンクトサン川	小樽開発建設部	虹田郡俱知安町字大和 (ポンクトサン川・旭橋から上流約650m)
樺立（道路）	北海道 その他	その他	小樽開発建設部	虹田郡俱知安町字大和 (樺立トンネル入口から手前約100m)

※川の防災情報より掲載。

(2) 北海道で管理する雨量観測所

ア 雨量観測所

観測所名	水系名	河川名	観測所所在地
高見	尻別川	俱登山川	虹田俱知安町高見289番地1地先河川敷

※川の防災情報より掲載。

●雨量観測所一覧（町地域防災計画資料編 - 2 3）

2 雨量の通報

道は所管する雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報することとしている。

3 災害時の雨量の通報

道は、所管する雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに測定値を掲載できないときは、その雨量の状況を上記5の「水位等情報通報・収集系統図」に定める関係機関に通報することとしている。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- (2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第6章 気象予報等の情報収集

第1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

1 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等

2 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台 ホームページ ※ 気象庁ホームページへのリンク	https://www.data.jma.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

第2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕・〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（後志地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報として発表される。

(3) 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、町民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第7章 ダム・水門等の操作

第1 ダム・水門等

河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行いうるものとする。

第2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るために、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

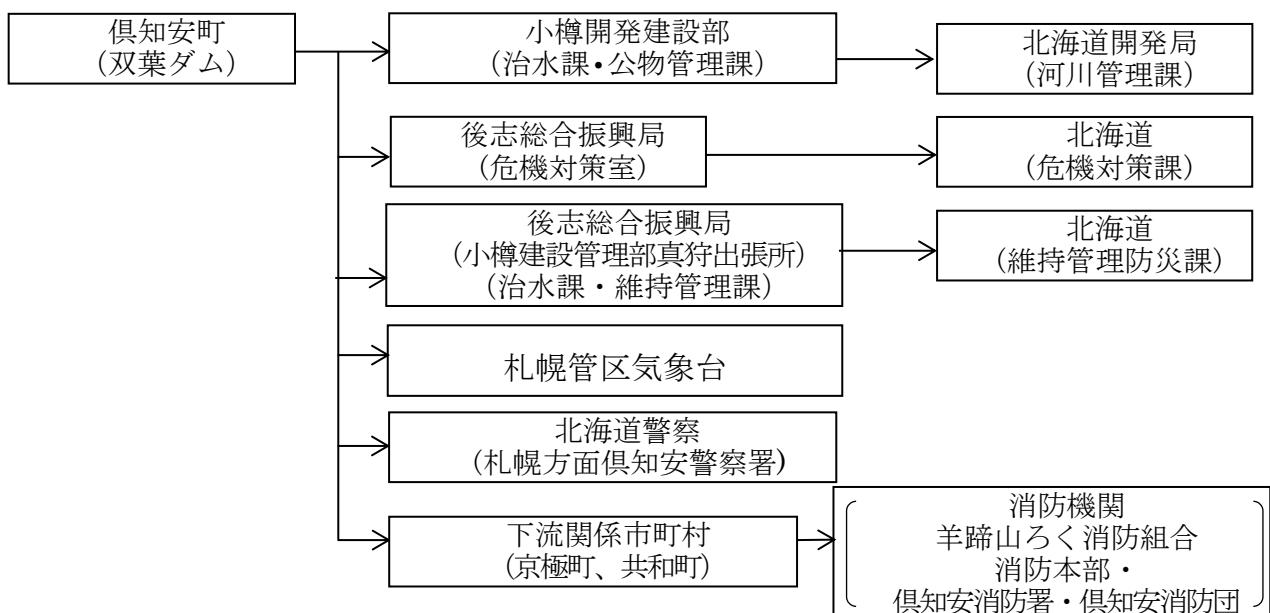
- ア 予備放流の指示
- イ 貯留制限の指示
- ウ 洪水調節の指示
- エ 解除の指示

第3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

1 町管理ダム

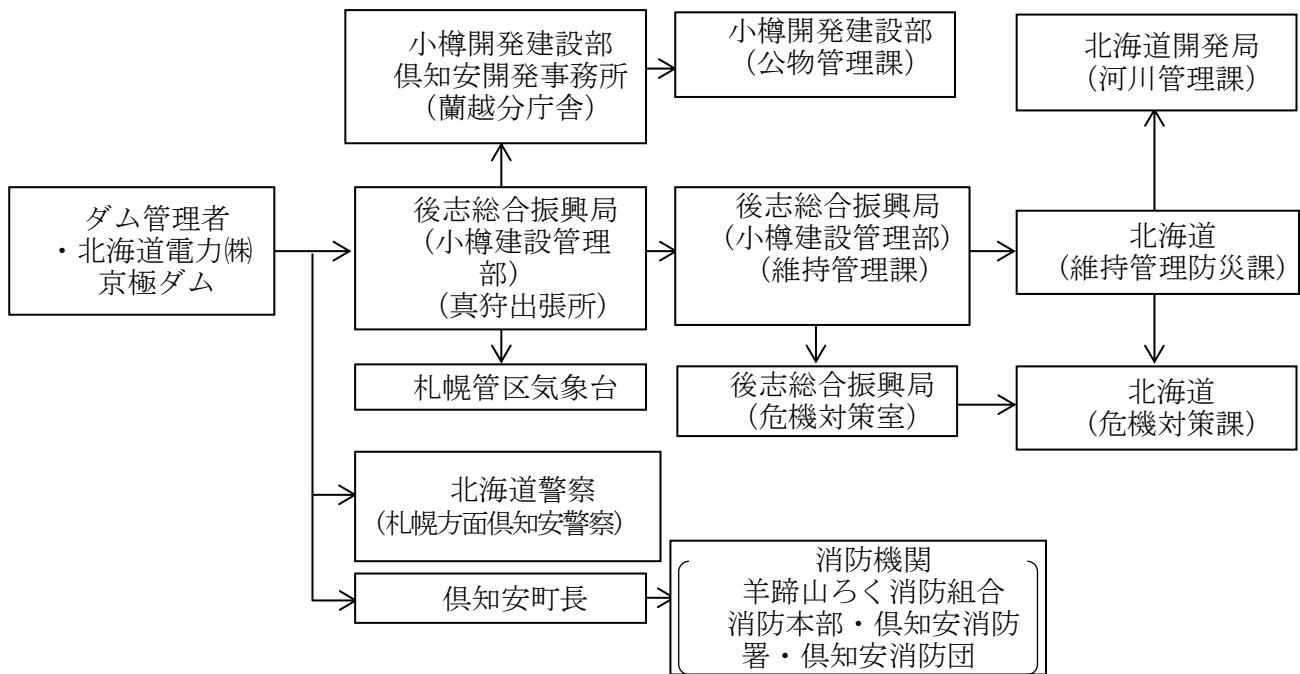
町管理ダムの情報系統図は次のとおりである。



※関係機関は双葉ダム管理規則別表第1を参照。

2 利水ダム

利水ダム（道許可）の情報系統図は次のとおりである。



●樋門・樋管位置図（尻別川・俱登山川）（町地域防災計画資料編 - 21）

●ダム関連（町地域防災計画資料編 - 24）

- (1) ダム一覧
- (2) 双葉ダム管理条例
- (3) 双葉ダム管理規定

第8章 通信連絡

第1 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

道及び水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

2 道の通信連絡

道の通信連絡は、基幹通信網である北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）及び公衆電気通信設備により行うものとする。

3 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

4 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2 通信連絡系統図

水防を実施するための道及び関係機関の通信連絡系統は、北海道水防計画資料編別表16「多重無線回線経路図」を参照するものとする。

第3 災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

なお、非常電話、緊急通話のできる機関の連絡先は以下のとおりである。（令和4年4月1日現在）

機 関 名	非常通話 加入番号
後志総合振興局	23-1345
俱知安町役場	23-2005 23-2006
羊蹄山ろく消防組合 消防本部	22-2822
羊蹄山ろく消防組合 俱知安消防署	22-0869
小樽開発建設部 俱知安開発事務所	22-0132
俱知安警察署	22-0110
陸上自衛隊 俱知安駐屯地	22-1197

機 関 名	非常通話 加入番号
JR北海道俱知安駅	22-1312
北海道電力ネットワーク 株式会社小樽支店俱知安 ネットワークセンター	22-6168

※資料編の非常電話、緊急通話のできる機関より水防に係る機関を抜粋。

第4 その他の通信施設の使用

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

第1 水防倉庫及び水防資器材

指定水防管理団体は、重要水防箇所に必要に応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。

また、施設管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

(1) 水防倉庫所在地

俱知安町北2条東3丁目 俱知安町防災備蓄倉庫

俱知安町字八幡266-1 建設課資材置場（土のう（作成済）及び予備土）

(2) 水防資器材等備蓄状況

(令和4年8月31日現在)

項目	単位	数量	備考
水防用資材	麻袋・土のう袋類	袋	500
	ビニールシート・布シート（席）	枚	9
	ロープ（繩）	kg	
	鉄線	kg	
	丸太	本	
	木杭・鉄杭	本	
	ビニールパイプ（竹樋・木樋）	本	
	竹	本	
	蛇籠	本	
	かすがい	本	
	畳	枚	
	予備土	m ³	3
	詰め石用石	m ³	
	土のう	袋	200 作成済
	トンパック（フレコン）	袋	40 通称：フレコン
	かます	袋	
水防用器材	掛矢	丁	2
	のこぎり	丁	2
	ツルハシ	丁	7
	スコップ	丁	37 剣先
	鉈	丁	
	ペンチ	丁	2
	鎌	丁	9
	おの	丁	2
	ハンマー	丁	2
	一輪車	台	
	たこづち	丁	
	はしご	脚	
	モッコ	組	
	照明器具	台	
基準外	工具箱	箱	1
	電動ドライバー	台	2

※北海道水防計画別表15の様式を使用。

第2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

●水防資器材現有量（町地域防災計画資料編_資料-17）

第3 国又は道有水防資器材の使用

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資器材又は国の応急復旧用資器材を管轄する総合振興局長又は小樽開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

なお、後志総合振興局長又は小樽開発建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

第2節 輸送の確保

第1 輸送の確保

後志総合振興局長及び小樽開発建設部長は、非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また、警察機関、市町村その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

第2 水防管理者の措置

水防管理者は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第3 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、俱知安町地域防災計画第6章第10「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第10章 水防活動

第1節 水防配備

第1 水防管理団体の非常配備体制

水防管理者は、水防に関する警報、注意報等により洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

町職員の非常配備体制は、俱知安町地域防災計画 第3章 第1節「組織計画」に定めるところに準じ、以下のとおりとする。

【災害警戒本部の設置前の配備体制】

種別	配備基準・時期	配備内容	対策部（班）
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象・水象・地象に関する警報等を受けたとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき ・その他、町長が必要と認めるとき 	<p>【注意体制】 特に関係ある対策部（班）の少数人数で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。 状況により、第2非常配備体制に移行し得る体制とする。</p> <p>【主な対応内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報及び被害情報の収集・伝達 ・パトロール及び警戒 ・災害予防措置 ・次の配備体制への移行準備 	危機管理室 総務（庶務） 建設（土木） ※経済（農林） ※教育（学校教育） ※住民（民生）

※印：必要に応じて配備する。

【災害警戒本部設置後の配備体制】

種別	配備基準・時期	配備内容	対策部（班）
第2 非常配備	<p>【災害警戒本部会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の設置基準に達し、災害警戒本部会議で配備を決定したとき。（町地域防災計画第3章第1節第7を参照） 	<p>【警戒体制】</p> <p>右班の担当課等の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。</p> <p>状況により、第3非常配備体制に直ちに移行できる体制とする。</p> <p>【主な対応内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パトロール及び警戒 ・被害の把握と公表 ・応急措置 ・避難指示等 ・避難所の開設と運営 ・必要に応じた応援要請 ・次の配備体制への移行準備 	災害警戒本部事務局 総務 住民 経済 水道 建設 ※教育（学校教育）

※印：必要に応じて配備する。

【災害対策本部設置後の配備体制】

種別	配備基準・時期	配備内容	対策部（班）
第3 非常配備	<p>【災害対策本部員会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置基準に達し、災害対策本部員会議で配備を決定したとき。（町地域防災計画第3章第1節第5を参照） 	<p>【非常体制】</p> <p>災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする</p> <p>【主な対応内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パトロール、避難指示 ・迅速な応援要請 ・救助救出、医療救護 ・避難所の開設と運営 ・応急復旧 ・その他住民の生命の安全のため必要な応急対策 	全部（班） （全職員）

第2 水防団及び消防機関の非常配備体制

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2 気象状況等により洪水の危険が予想されるとき 3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。	水防団及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき 3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。	水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、隨時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2 出水時

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、後志総合振興局長及び河川等の管理者に連絡し、後志総合振興局長は知事に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急通行

第1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか俱知安町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

(1) 洪水、内水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するものとする。解除した場合も同様とする。

(3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7節 決壊・越水等の通報

第1 決壊・漏水等の通報

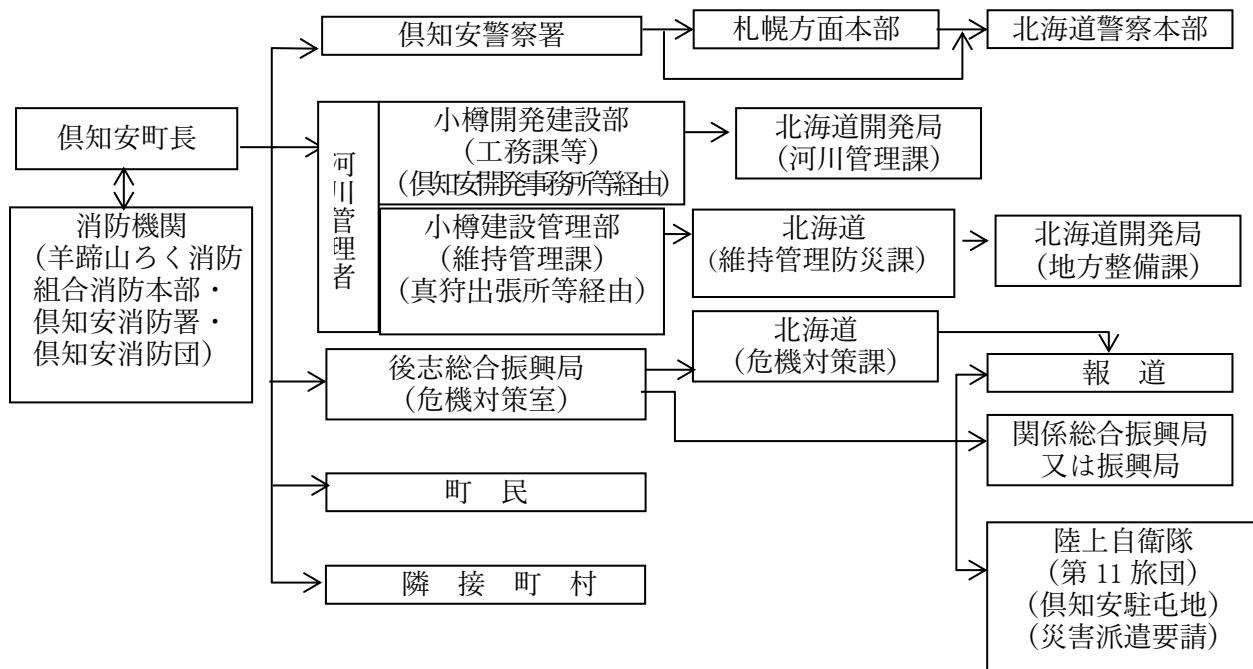
水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

第2 堤防等の決壊・越水等通報系統図

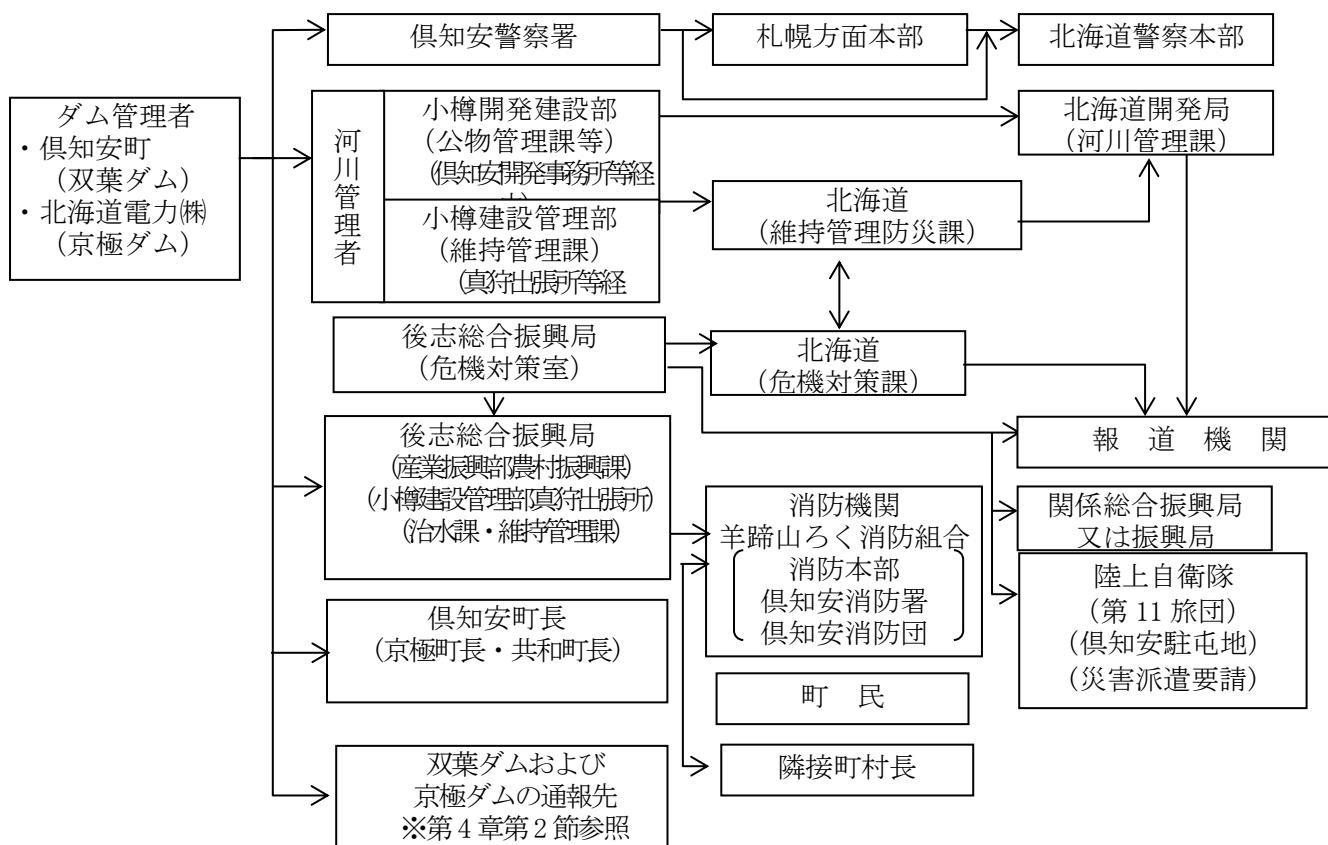
堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



(注) 消防機関の長、水防団長又は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

第3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



第4 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、後志総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

2 水防団及び消防機関の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

- 第1信号 気象注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
 ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う

【水防信号】

方法区分	警鐘信号	サイレン信号							
第1信号	○休止○休止○休止	5秒	15秒	5秒	15秒	5秒	15秒	5秒	15秒
		○一休止	—○一休止						
第2信号	○—○—○ ○—○—○	5秒	6秒	5秒	6秒	5秒	6秒	5秒	6秒
		○一休止	—○一休止						
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒	5秒	10秒	5秒	10秒	5秒	10秒	5秒
		○一休止	—○一休止						
第4信号	乱打	約1分	5秒	1分					
		○一休止	—○—						

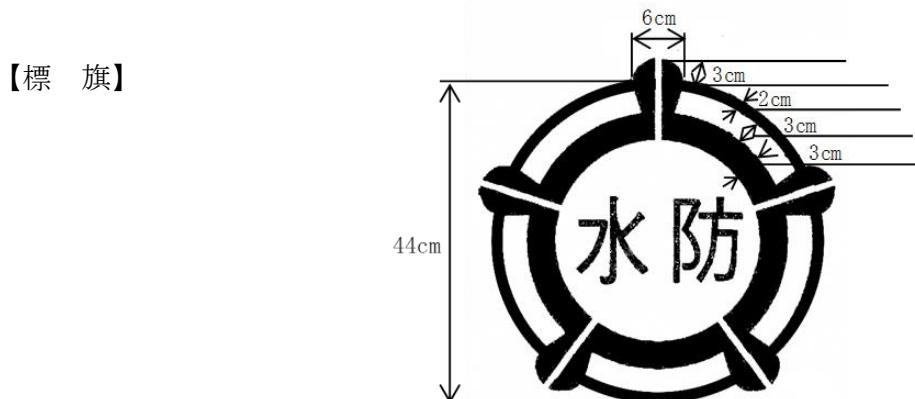
(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

- 1 知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



- 2 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1 町の職員及び消防機関の身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は次のとおりである。

(表)

第 号	水防立入検査員証
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。	
年 月 日	
俱知安町長	印

(裏)

水防法（抜粋）
第49条
1 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
注 意
(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があつたときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失つたときは速やかに返還すること。

縦9cm 横6cm

第12章 協力及び応援

第1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

(1) 河川管理者の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ウ 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- エ 重要水防箇所の合同点検の実施
- オ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- カ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- キ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2) 河川管理者の援助

- ア 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- イ 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ウ 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- エ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2 水防管理団体相互間の応援及び相互協定

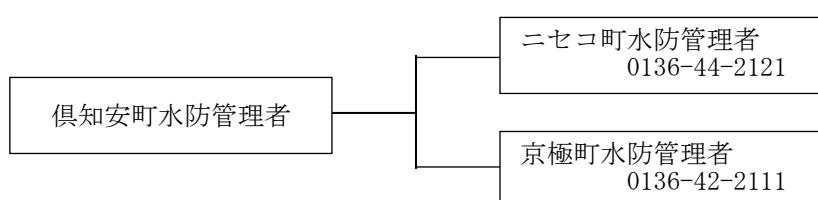
水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防署長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

【近隣町村水防管理団体の応援】



第3 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

第4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、俱知安町地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（総合振興局長又は振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法
- (6) その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5 気象台との連携

町は、気象状況について、札幌管区気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して〇〇と協定を締結している。協定書は資料編に添付のとおりである。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(表)

(裏)

第 号	水防活動委任証
所 属	
住 所	
上記の者は、水防活動の委任を受けたものであり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。	
年 月 日	
俱知安町長	
印	

注 意
(1) 本証は水防管理者（俱知安町）から水防活動の委任を受けたものであることの身分証明書である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

縦9cm 横6cm

第7 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、町民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

第1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第2 利益を受ける町の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

第2節 公用負担

第1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は(1)から(4) ((2)における収用を除く。) の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(別記様式1)

第 号
公用負担権限委任証
住 所
職 名
氏 名
上記の者に、 区域における水防 法第28条第1項の権限行使について委任 したことを証明する。
年 月 日
水防管理者
印

縦9cm
横6cm

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次の別記様式2に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(別記様式2)

第 号

公用負担命令票

住 所
氏 名

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。

1 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 種類(又は内容)
- (4) 数量

2 負担内容

(使用、収用、処分について詳記すること)

年 月 日

命令者 職 氏 名

印

(日本工業規格A4判)

第4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに後志総合振興局長に報告するものとともに、後志総合振興局は当該水防管理者からの報告について国（小樽開発建設部）に報告するものとする。

1 水防活動報告書

(1) 水防活動実績報告書

水防活動実績報告書

年 月 日

作成者

出水の状況									
水防実施箇所									
日時									
出動人員	水防団員 人	消防団員 人	その他 人	合計 人					
水防作業の概要及び工法	箇所 m 工法								
水防の結果	効果 被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他 人
使用資機材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵					水防関係者の死傷			
	なわ					雨量水位の状況			
	丸太								
	その他								
水防活動に関する自己評価									
備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

(2) 水防活動報告書（実績報告に添付）

○年 台風○号における水防活動
(北海道俱知安消防団・○年○月○日～○日)

○概要

俱知安町消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや町民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
○/○～○/○ 約○時間	○名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み（○袋） ・避難誘導（○世帯） ・排水作業（○件）

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸（○○地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸（○○地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川右岸（○○地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

- 水防活動実績報告書（町地域防災計画資料編_資料-19）
- 水防活動報告書（町地域防災計画資料編_資料-19）

第15章 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、町が主催する水防研修や小樽開発建設部（北海道開発局）が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水、内水対応

第1 洪水浸水想定区域の指定状況

知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するものとする。

町に関して、道より水位周知河川である尻別川及び俱登山川の2河川と、その支川である硫黄川、ソースケ川、俱登山川（ポンクトサン川との合流地点から上流）、ポンクトサン川、砂利川及びヌップリ寒別川の6河川について、洪水浸水想定区域が指定され公表されている。

第2 浸水想定区域の指定状況

町に関して、水位周知河川である尻別川及び俱登山川の浸水想定区域が公表されている。

なお、水位周知河川である尻別川及び俱登山川の浸水想定区域には、法第14条に基づき、想定最大規模及び計画規模降雨による浸水想定区域が明示されている。

また、法第14条に基づき、水位周知河川に指定されていない尻別川水系の硫黄川、ソースケ川、俱登山川、ポンクトサン川、砂利川、ヌップリ寒別川にも想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域（iRIC等）が明示されている。

●尻別川及び俱登山川の浸水想定区域（町地域防災計画資料編_資料-5）

（7）尻別川・俱登山川の浸水想定区域図

（8）硫黄川、ソースケ川、俱登山川、ポンクトサン川、砂利川、ヌップリ寒別川の浸水想定区域図

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、北海道水防計画資料編別表18「河川別浸水想定区域・ハザードマップ公表状況（道管理河川）」のとおりである。

第3 内水浸水想定区域の指定状況

知事または町長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については町長に通知するものとする。

第4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

俱知安町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、俱知安町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法

（2）避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

（3）災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項

（4）浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

※町では、法第15条第1項の規定に基づく不特定かつ多数の者が利用する地下街その他地下に設けられた施設や大規模な工場その他の施設は存在しない。

（5）その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第5 洪水、内水ハザードマップ等の配布等

町長は、俱知安町地域防災計画において定められた上記第4(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第6 予想される水災の危険の周知等

町長は、水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上の公表等により行うこととする。

第7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により俱知安町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、俱知安町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

法第15条の3により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

第8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第17章 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体と水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

●水防協力団体（倶知安町地域防計画資料 - 25）

- (1) 水防協力団体指定要領（例）
- (2) 水防協力団体指定申請書様式（例）
- (3) 水防協力団体協力活動事業計画書（例）
- (4) 水防協力団体認定書様式（例）
- (5) 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）
- (6) 水防協力団体協働活動報告書様式（例）

第18章 指定水防管理団体の水防計画及びその作成要領

第1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期までに、町防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

第2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

第3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他の水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町村は条例で定めるものとする。

第4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考に作成する。